

国土審議会第1回近畿圏整備部会議事録

日時：平成18年2月27日(月)14:00~16:00

場所：ザ・リッツ・カールトン大阪

事務局(内海大都市圏計画課長) それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから国土審議会第1回近畿圏整備部会を始めさせていただきます。

委員の皆様、府県の皆様にはお忙しいところを本当にありがとうございます。

私、国土計画局大都市圏計画課長の内海と申します。きょうは第1回目ということでございますので、部会長選出までの間、司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議の冒頭に、3点、確認をさせていただきたいことがございます。

まず1点目は、本日の「会議の公開について」でございます。国土審議会運営規則によりまして、国土審議会、それから各部会の会議は、原則として「公開」となっております。本日の部会におきまして、会議、それから議事録ともに原則公開するということで、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきましてあらかじめご了承くださいますようお願いをいたします。

2点目に、資料の確認でございますが、お手元にクリップ留めで資料がいつていると思います。まず、座席表。それから議事次第、あと、資料が1から6までございます。資料1、資料2、それから横長で枝番になっていますが、資料3-1、3-2、それから横長の資料4、縦で資料5-1、5-2、最後に資料6でございます。

よろしゅうございますでしょうか。もし不備がございましたら、お知らせいただきますようお願いいたします。

それから3点目ですが、本部会の任務等についての確認でございます。資料2をお願いいたします。

資料2に「近畿圏整備部会設置要綱」がございます。昨年12月16日付で設置されたものでして、2番のところをご覧くださいますと、「任務」が書いてございます。「部会は、

近畿圏整備法等の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項」——具体的には、近畿圏の整備計画とか建設計画でございますが、それからその他ということで、「近畿圏の整備に関する重要事項について調査審議し、その結果を審議会に報告する」。これが本部会の任務でございます。

それから3番ですが、後で第4に関連しますので、目を通していただきますと、「専門委員会」ということで、必要に応じてでございますが、「専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる」。それから「委員、委員長については、部会長が指名する」ということになっています。これが任務の確認でございます。

続きまして、委員紹介に移らせていただきます。

当部会は、委員10名から構成されています。委員の皆様におかれましては、委員への就任にご快諾いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、1回目でございますから、委員の方々を順次ご紹介させていただきます。

皆様の右手の方からでございます。

まず、太田 房江委員代理の大阪府副理事 中尾 恵昭様です。

青山 吉隆委員です。

嘉田 由紀子委員です。

佐々木 徹委員です。

立石 義雄委員です。

津村 準二委員です。

野村 明雄委員です。

槇村 久子委員です。

水越 浩士委員です。

本日はご欠席でございますが、林 宣嗣委員にも委員をお願いしております。

そういうことで、本日は委員10名中9名にご出席いただいております。本部会は定足数に達しておりますことを念のために申し添えます。

続きまして、部会長の互選をお願いいたしたいと思っております。

国土審議会令に基づきまして、部会長は、部会に属する委員の方々から互選をしていただくことになっておりますが、いかがいたしましょうか。

野村委員 部会長につきましては、国土審議会の本審議会の委員も務めておられ、か

つ関西経済連合会の副会長として幅広くご活躍をなさっておられ、そしてまた近畿圏の整備については大変幅広いご見識をお持ちになっておられます津村準二委員にお引き受けを願ってはどうかと思いますので、ご提案を申し上げます。

以上でございます。

事務局（内海大都市圏計画課長） ただいま野村委員から、津村委員に部会長をお願いしてはどうかというご提案がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

[「異議なし」の声起る]

事務局（内海大都市圏計画課長） ありがとうございます。

ご異議ないようでございますので、津村委員に部会長をお引き受けいただきたいと思えます。

それでは、津村委員、部会長席の方をお願いいたします。

[津村委員、部会長席に着く]

事務局（内海大都市圏計画課長） これ以降の議事運営は部会長をお願いいたしたいと思えます。どうぞよろしくをお願いいたします。

津村部会長 ただいま部会長に選任されました津村でございます。

委員の皆様方のご協力をいただきまして、円滑な議事の進行に全力を尽くしてまいる所存でございます。よろしくをお願いいたします。

続いて、国土審議会令第3条第5項の規定に基づき、あらかじめ部会長代理を指名させていただきますと存じます。

それでは、誠に恐縮でございますが、佐々木委員に部会長代理を務めていただくようお願い申し上げたいと存じます。佐々木委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

佐々木委員 微力ではございますが、一生懸命務めさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

津村部会長 初めに、開催に当たりまして、国土交通省の小神国土計画局長より一言あいさつをお願いいたします。

小神国土計画局長 本日は、お忙しい中、近畿圏整備部会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

多くの委員の先生方におかれましては、この前身ともいべき近畿圏整備分科会の時代からご指導をいただいておりますけれども、新たに委員としてご就任された方もございま

す。これからこの部会のいろいろな面でのご議論、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、日ごろから国土交通行政全般にわたりまして、委員の先生方には格段のご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げたいと思ひます。

今内海課長からも説明がありましたように、近畿圏のこれからの姿というものをどう考えるかということをご議論いただくこともこの部会の大きな役割かと思っております。近畿圏につきましては、委員の皆様、よく私ども以上にご理解しておられるかと思ひますが、これまで首都圏と並んで、我が国の2つの目玉といひますか、そういった役割を果たしてきたというふうに言われてはいますが、近年、地盤沈下といひましょうか、首都圏のみが我が国の中で一人勝ちするような状態が続いているとも言われてはおります。

そういった中で、近畿圏におきまして、最近ようやく、神戸空港が開かれる、あるいは関西空港の2期もこれから着実に整備が進められていく。あるいは日本海側を向いてみましても、北陸新幹線も一昨年ようやく、福井駅という点的なところではありますが、近畿圏の方まで一部入ってきたということもあります。また、今政府を挙げて取り組んでいます「都市再生プロジェクト」につきましても、近畿圏管内でたくさんありますけれども、特に昨年起工式が行われました梅田の北ヤードも非常に象徴的なプロジェクトだと思ひますし、また長い間整備が進められていて、スピード感が弱いんじゃないかとも言われていた関西文化学術研究都市についても、サード・ステージというんでしょうか、新たな展開の方向もこれから探ろうという動きがございます。

いずれにしても、国土構造ということをお考えすると、私どもとしても首都圏の一極集中は非常に問題が大きいと認識してはいて、そういった面からも、近畿圏がさらに活力を持って頑張ってもらいたいという期待を持っています。もとより地元におられます皆様の方がそういったご意志が強いということは感じてはいますが、これからは、近畿圏の発展のみならず、我が国の国土構造、あるいは経済といったような観点からも、近畿圏の使命というものを十分認識した上で、新しい近畿圏の発展方向をぜひ明らかにしていきたくと思ひてはおります。

そういった面からも、委員の先生方には、この部会の場を通じて、積極的なご意見をお聞きしたいと思ひますし、またいろいろなご提案もぜひちょうだいしたいと思ひます。

今後ともよろしくご指導をお願ひしたいということをお申し上げまして、第1回に当たり

ましてのごあいさつにしたいと思います。よろしく申し上げます。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、早速本日の議事に入らせていただきます。

お手元の議事次第をご覧いただきたいと思います。本日の議題は4つございまして、

- 1．国土形成計画と近畿圏整備計画について
- 2．近畿圏整備の状況について
- 3．近畿圏建設計画策定の基本方針等について
- 4．専門委員会の設置について

でございます。

第1の議題から第3の議題までは報告事項、第4の議題は議決事項となっています。

それでは、まず第1から第3の議題までについて、まとめて審議いただきたいと思えます。

事務局から説明をお願いいたします。

内海大都市圏計画課長 それでは、資料3 - 1から5 - 1までについてご説明させていただきます。

まず、資料3 - 1をお願いいたします。

「国土形成計画と近畿圏整備計画について」ということですが、現在、この2つの計画体系が併存して動いていますので、この2つをご説明させていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

初めに「国土形成計画」の方であります。ご案内のとおり、昨年、国土総合開発法を改正しまして、「国土形成計画法」というのをつくっています。その国土は、人口減少下の成熟社会にふさわしい国土計画に変えていこうということなのですが、大きくポイントは2つございます。

左側の方をご覧いただきますと、1つは計画のつくり方ということですが、従来は全国一本の全総計画だったものを、今回、全国計画と広域地方計画——広域地方計画の方は、ブロック単位の地方ごとに国と都府県等が役割分担してつくっていくというのですが、こういう二本立てにさせていただきます。

それから内容の方は右側にありますが、開発中心の計画から成熟社会型の計画に変えていこうということで、景観、環境を含めた国土の質的向上、資源の利用・保全、ストック

活用、海洋利用・国際協調、国民生活の安全・安心・安定確保、地域の自立的発展を可能とする国土の形成、こういった事項を重視した計画に変えていきたいということでありませす。

2 ページをご覧くださいますと、両計画のプロセスが出てまいります。全国計画の方は、左側にありますように、国土審議会の調査・審議を経て、閣議決定をする。その際に、従来と変わりがして、都道府県、政令市から、計画策定、変更の提案というのを法律上しっかりと位置づけております。

右側の広域地方計画の方ですが、真ん中に絵がありますように、府県、政令市、地元経済界、そして国の地方支分部局で「広域地方計画協議会」をつくっていただきまして、ここが計画の中身について議論する場ということになってございます。

3 ページをご覧くださいますと、スケジュールでございますが、左側の「全国計画」につきましては、今年の秋ごろに中間取りまとめをいたしまして、来年（平成 19 年）の中ごろに閣議決定をしたいと考えております。

それから右側の「広域地方計画」であります。形式的には、平成 19 年の閣議決定全国計画を踏まえまして、広域地方計画協議会をつくりまして、そこから 1 年くらいでつくっていくということで、平成 20 年の中ごろを考えてございます。

現在は、国土審議会の圏域部会におきまして、まず計画の対象であるブロックをどういふふうを考えていくかということについて議論していきまして、それが今年度前半、早ければ 6 月くらいにまでにまとまります。まとまりますと、それから全国計画ができるまでの間につきましては、例えば自治体の方から準備を進めていこうじゃないかという声も出てくるのではないかと考えております。

4 ページは、今申しましたブロック割りについてですが、右下の方にありますように、北海道、沖縄県を除く 45 都府県を重複なく、隙間なく、多くとも 10 程度の地域に大きくくりに区分していくということで、検討中でございます。

それから、5 ページをお願いいたします。

今までの「国土形成計画」ですが、5 ページからは「近畿圏整備法」ということでございます。近畿圏整備法につきましては、昭和 38 年につくられていきまして、大臣が「近畿圏整備計画」をつくるという仕掛けになっています。計画期間がおおむね 15 年くらいの計画でして、昭和 40 年から 5 回つくっていますが、最新のものは平成 12 年につくられて

おります。

もう1つは、政策区域制度という広域ゾーニング制度をもっています。小さいですが、右側に図がございます。京阪神のコアの部分を既成都市区域、その近郊を近郊整備区域、さらにその外側に工業都市とか住居都市として開発すべき都市開発区域というのを6地区指定しています。さらに、文化財、緑地等保全すべき区域として保全区域というのがございます。

このうちの近郊整備区域と都市開発区域につきましては、それぞれの区域ごとに各府県が建設計画をつくる仕掛けになっていまして、こちらの方は計画期間がおおむね5年でございます。昭和42年から7回つくっていまして、現在のものが平成13年度から17年度ということで、今年度末で期限が切れます。したがって新しいものをつくっていく必要があるということでございます。

それから、青色で塗ってありますが、「建設計画についての支援措置」ということで、建設計画に基づく事業につきましては、財政特例法に基づく財政上の特別措置——補助率のかかわりであるとか、あるいは自治体の方で固定資産税等の減免された場合の交付税による減収補てん、こういった支援措置がついてございます。

6ページをご覧くださいますと、今までの国土形成計画と近畿圏の整備計画、両方のスケジュールを併せて書いてございます。

右側をご覧くださいますと、近畿圏の整備計画関係でございます。赤い枠取りをしていますが、平成18年度から始まります新たな建設計画につきまして、まずこの部会でご審議をいただきたいと考えております。本日、基本的な方向をご議論いただきまして、5月に計画そのものについて審議をいただきたいと考えております。

その後に「大都市圏整備制度の抜本見直し」と書いてございます。「検討内容」のところにあります、大きく3つありまして、1つは、昭和38年につくられた法律ということで、施行後40年経過していまして、今の時代に合わなくなっている部分も多々ございます。財政当局からも、先ほど言いました財政特例なんかについては、しっかり見直すようにと強く言われているところでございます。そういうことで、これまでの施策をフォローアップし、評価するというのが1つあります。

2つ目に、国土形成計画の広域地方計画と近畿圏整備計画ですが、この2つの計画の関係については、法律をつくるときに新たな整理はしたのですが、完全に整理できていると

は言い切れません。また、ある程度ダブっている部分もありますので、この2つの計画についての整理をしたいというのが2点目です。

3点目に、人口減少、あるいはグローバル化という中で、新たな課題がたくさん出てきています。これに対処する必要がございますので、新たな大都市圏制度についての検討をしたいということでございます。

こうしたことをやりました、できれば平成20年——というのは、国土形成計画の広域地方計画が20年にできますので、それに間に合うように、法制度を整えて、広域地方計画の推進手段として使えるようにしたいというのが事務局の思いでございます。

資料3-2の方は、今申しましたことを細かなスケジュールにしております。左を縦にご覧いただきますと、この2月に第1回、まず建設計画の方向性についてご議論をいただきまして、その後、5月に具体の計画について審議をいただこうと思っております。

それから、9月に制度見直しをご議論いただきたいと思います。これも第4で予定しておりますけれども、右の方をご覧いただきますと、制度についての調査専門委員会の設置を考えております。

まず、学識経験者中心の専門委員会でたたき台をご議論いただきまして、これを9月にこの部会でもんでいただきたいと思います。その内容について、全国計画の中間取りまとめに反映させる。その後、部会の議論を受けて、さらに専門委員会で審議を深めていくというのが今後のスケジュールでございます。

続きまして、資料4の方をお願いいたします。

資料4は、本日建設計画をご議論いただく前提といたしまして、これまでやってきたことのフォローアップを整理したものでございます。

1ページを開けていただきますと、まず平成12年につくった「近畿圏基本整備計画」のあらましが載っております。当時の問題意識としましては、1のところに書いてありますように、産業自体が、当時空洞化とも言われてましたが、非常に環境が変化してきている。その中で近畿の中枢性というのが低下してきている。あるいは日本海側、紀伊半島南部といった南北近畿の活力低下がみられる。さらに、その下にあって、外国も含めた様々な連携が必要。さらに阪神・淡路大震災を踏まえた防災への取組が必要。こういったことを問題意識としてつくられております。

2には4つの「将来像」を掲げています。1. 強くてしなやかな産業経済圏域をつくっ

ていく。2．内外から人が集う交流情報発信圏域をつくる。3．文化・学術の中核。4．歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間。この4つの将来像を掲げて、これを達成するための施策を整理したものでございます。

また、2ページをご覧くださいますと、これらの将来像を実現するための圏域構造ということで、右側に絵がありますように、多核格子構造——各都心なり地域というのが核となって、それを水平的なネットワークで結んでいくということで、一体的な圏域を形成していこうという圏域構造が示されております。

3ページからは、やってきたことのフォローアップですが、3ページ、4ページは社会資本の整備状況を書いてございます。3ページの方は、今から25年前（1980年）の社会資本整備の主だったものですが、ご覧いただきますと、名神、名阪、それから中国縦貫、北陸道という、どちらかという、東西の交通網が整備されていた。あるいは山陽新幹線、東海道新幹線、これも東西の方向の交通であります。

4ページをご覧くださいますと、これは2005年ですが、南北方向の軸が相当できてきています。左の方からご覧いただきますと、吹田、敦賀を結ぶ近畿自動車道の敦賀線、それから京都縦貫。南にいて、本四淡路鳴門自動車道、京奈和自動車道、さらに紀伊半島の東西を近畿自動車道が走っているということで、南北ルートが整備されています。さらに東西ルートも強化ということで、山陽自動車道、第二名神といった整備が事業中でございます。空港につきましても、国際的なゲートウエーとして関西国際空港が整備されています。また港湾についても、阪神港がスーパー中核港湾に指定されて、高規格ターミナルの整備が進んでいるということでございます。

5ページをお願いいたします。

5ページ以下は、先ほどの4つの将来像のそれぞれに沿いましでの事柄の整理でございます。

まず、産業経済関係であります。5ページは「経済好転の兆し」ということで、厳しい経済状況の中で、近年、工場立地や鉱工業の生産指数が上向いてきているということでございます。

6ページは、そうは言っても、長期的な経済的地位の低下はあるということでして、左下に製造品の出荷額の全国シェア、右の方には資本5億円以上の企業の数、あるいは外資系企業の進出件数がありますが、やはり首都には水をあけられているという状況がありま

す。

7ページをご覧くださいと、その中で、これから近畿の将来を支えていく新産業の育成ということで、ここでは医薬関連と情報通信関連のデータを用意しています。医薬関連の方は、今のところ横ばいですが、これからの伸びを期待。右の情報通信の方は、ここ数年上向きかげんということで、事業所数、出荷額、いずれも伸びてきているということでございます。

9ページからは、視点を変えまして、国内外の交流情報発信でございます。9ページは関空の利用状況でして、外国人の入国者数、日本人の出国者数を見えています。右の方が全国シェアですが、いずれも2割強ということで、日本全国の2割強のゲートウエー機能を担っています。

10ページは国際会議の件数でございます。かつて首都圏を上回るような国際会議件数がありましたが、98年に逆転されています。ただ、2004年はまた、大阪府を中心に、相当伸ばしてきているということがございます。

11ページからは文化・学術関係でございます。局長の冒頭のあいさつにもありましたように、関西文化学術研究都市はじめ研究所の立地促進に努めております。これしか統計がなかったのが恐縮ですが、ここに書いてありますのは民間だけの研究所のデータです。民間だけのものを見ますと、関東の伸びの方が大きいという現状があります。右側の方は世界遺産の登録件数です。

12ページは、近畿圏では進学率が最も高く、大学も全国の2割強が集積している。非常に文化・学術の中核たるべきポテンシャルがあるということでして、よりこれを活用していく必要があるということでございます。

13ページからは安全・快適関係でございます。13ページは、延べ床面積とか混雑率といった従来型の大都市問題関係ではありますが、従来型のは相当改善がされてきております。一方、右下にありますような千里ニュータウンのオールドタウン化、こういった新たな問題が生じてきているということです。

14ページは、相変わらず大規模な水害が発生していますし、今後発生が予想されます東南海・南海地震への備えが必要ということです。ただ、右下に防災拠点となる公共施設の耐震率がありますが、近畿は53%ということで、まだ低い水準にございます。

15ページ、16ページは環境関係でございます。大気の状態、水質汚濁の状態、いずれ

も回復基調にあります。一番右側の緑地、これもデータが平成9年までのしかないのですが、昭和51年から平成9年までの20年間で、緑地が12%失われているというデータがございます。

16ページは琵琶湖の水質ですが、横ばい、ないし見方によっては、若干右に上がってきているようにもみえます。

以上のことを総合しまして、17ページに「主要課題」ということで、これから建設計画をつくっていく際の参考でございますが、産業面では、産学連携、地域の強みの一層の活用。内外との交流の関係では、広域的なネットワーク、アジアとの交流も視野に入れた交流などが必要。文化・学術では、特定分野における卓越した学術研究集積、歴史文化資源を活かした地域づくり。そして、安全・安心の確保及び環境と調和した地域の形成などが必要であるということで整理させていただいております。

それから、資料5-1は「近畿圏建設計画について」ということでございます。1から4までは、先ほど資料3-1でご説明したことと重複していますので、省略させていただきます。

5のところ「策定手続」というのがございますが、本日この部会で大きな方向についてご議論をいただきました上で、それを踏まえて、各府県の方で計画の案を策定いたしまして、5にありますような協議等の手続を経て、(4)にありますように、国土審議会近畿圏整備部会の意見聴取、これを次回の5月に行いたいと思っています。これを踏まえて、大臣が同意して、建設計画ができ上がるというスケジュールになってございます。

2枚目は政策区域の地図、3枚目は「次期建設計画の基本方針」ということで、各府県でおつくりになったものエッセンスを整理しています。これから府県の方で説明がありますので、その際の参考にさせていただければと思います。

私の方の説明は以上です。

津村部会長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、建設計画の策定主体であります各府県より、次期近畿圏近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画の基本方針につきましてご説明をいただきたいと思っております。

全部で10計画ございますので、各府県におかれましては、2分程度を目安に手短にご説明をくださるようお願いいたします。

資料の順に、まず京都地区近郊整備区域からご説明をお願いいたします。

京都府 京都地区近郊整備区域建設計画の内容についてですが、京都地区近郊整備区域につきましては、京都市の中心部の既成都市区域を取り囲む形で指定させていただいています。

地域としては3つに大別されまして、京都市の北西部の亀岡盆地を中心とする南丹地域、京都市の既成市街地の周囲に広がる京都・乙訓地域、宇治川以南の南山城地域の3地域になります。

この地域は、京阪神大都市地域の通勤・通学圏というエリアになっていまして、併せて、南部に文化・学術・研究の新しい拠点として整備が進められています関西文化学術研究都市を擁しております。

この地域は、人口、産業、都市機能の集積が高く、高速道路網をはじめとする交通基盤の整備に伴って、産業活力の向上に期待が高まっているところです。

現行計画の進捗状況等については、これまで関西文化学術研究都市の着実な建設と、第二名神高速道路、京都縦貫自動車道、京都高速道路等の幹線道路、JR山陰本線等の複線化等の交通ネットワークの整備に努めてまいりました。

次期建設計画策定の基本方針につきましては、第二名神高速道路等の広域交通ネットワークの整備・充実を続けて図っていききたい。国家プロジェクトである関西文化学術研究都市の建設を着実に進めていききたい。併せて、関西文化学術研究都市の諸機能と有機的な連携を踏まえて、周辺地域の整備を推進してまいりたい。最後に、地域の豊かな自然環境や地域文化等を活用して、京阪神大都市地域との活発な交流を通じて、地域の活性化、産業振興を図ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、次に大阪地区をお願いいたします。

大阪府 大阪府企画調整部企画室の広報調整担当課長の吉田でございます。

資料は、資料5 - 2の4ページでございます。

大阪地区近郊整備区域についてですが、人口につきましては、既成都市区域である大阪市で初めて3万人の増加に転じましたが、その計画区域であります近郊整備区域につきましては人口が減少に転じました。この動向は、今後加速するものと考えています。

今後の方向性としましては、2点ございまして、まず1つは、人口減少、少子高齢化、市街地拡大の終息を迎えまして、国、自治体、市町村の財政政策も踏まえますと、施設整備等についても、施策の一層の選択と集中が必要であり、産業・社会基盤の既存ストックを有効活用した産業・文化などの都市集積機能の推進、特に千里ニュータウン等をはじめとしたニュータウンの年齢構成の高齢化、建築物の老朽化に対応しまして、これを再生させていく取組が必要であると思っています。

2点目は、大阪がアジアの中核都市、にぎわう都市として発展していくためには、アジアとの交流をなお一層強化していくことが不可欠であり、例えば関西国際空港2期事業の来年度供用開始により、アジアとの物流や観光等の加速化等、交流基盤の着実な整備を進めていく。これらを次期計画において重点的に取り組んでまいりたいと考えています。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、兵庫地区お願いいたします。

兵庫県 6ページの兵庫地区の近郊整備区域の建設計画ですが、何と言っても阪神・淡路大震災から10年たったところですが、このことが1つ前提にありまして、災害への対応、減災社会の構築、特に神戸地区というよりも、北の方の但馬などの被害が大きかったことと、昨年、台風23号の水害とかもあって、災害への対応ということを特に兵庫県としては意識して、計画をつくらなければいけないと考えています。

16ページの播磨区域の建設計画でも、同じ問題が挙がっています。

それから、前々からずっと問題になっているのですが、高齢化社会への対応ということもありますので、ユニバーサル社会の構築、だれもが使いやすいまちづくりというものをしっかりと考えていかなければいけないのではないかと。

また、ヒートアイランド現象とかいろいろありますので、都市緑化の推進、こういったことを兵庫地区では特に考えていかなければいけない。

それから、先ほど国の方からの説明にもありましたが、郊外のニュータウン。大阪の千里ニュータウンの話が出ていましたが、兵庫県でも、特に阪神の北部地域、あるいは神戸の外縁地区なんかのオールドタウンになりつつある所の再生をどうするか。そういったことが課題になっていますので、このあたりをしっかりと考えていきたいと考えています。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、奈良地区お願いいたします。

奈良県 次期奈良地区近郊整備区域建設計画についてでございます。

8 ページでございますが、本区域は奈良県域の中核部分を占めています。奈良県には世界遺産が3つございますが、世界遺産として登録されました2つの世界遺産——古都奈良の文化財や、法隆寺に代表されます豊富な文化遺産と恵まれた自然環境を背景に、多くの観光客に訪れていただいておりますが、これによって交通混雑などの都市化の弊害が進んでいます。円滑な移動を確保するための交通網の整備が重要な課題となっております。

また、少子高齢化の進展によります人口減少や、生産年齢人口の減少によりまして、産業が依然として京阪神地区に依存するなどの課題を抱えておるところです。

このため、今後の本地域の整備に当たりましては、時代の変化に的確に対応しながら、心の豊かさ、ゆとりが実感できるように、安全で安心して暮らせるまちづくりを基本に考えています。

豊富な歴史、文化、自然など本県の特性を活かしながら、個性と魅力に満ちた地域づくりと広域的な交流の活性化を図り、存在感のある地域として整備を進めてまいります。

こうした整備を進めるに当たりましては、「関西の憩いのオアシス」の形成の推進、また平成22年(2010年)に予定しています平城遷都1300年記念事業、この節目の年に向けまして、第一次大極殿正殿の復元を促進しますとともに、これを契機に、多彩な交流活動を展開する場となる「歴史・文化国際交流ゾーン」の形成、また総合的な道路交通ネットワークの形成等の9項目を基本方針として取り組んでまいります。

どうぞよろしくお願いいたします。

津村部会長 ありがとうございました。

それでは、次に福井県お願いいたします。

福井県 福井市及び敦賀市を中心とします福井敦賀区域の都市開発区域建設計画の基本方針につきまして、大きく3点申し上げます。

10ページの「2.地域の課題」に書いてありますが、1点目は、高速ネットワーク網の整備です。北陸新幹線、近畿自動車道(舞鶴若狭自動車道)及び中部縦貫自動車道の早期建設、並びにこれに伴う福井市及び敦賀市のまちづくりを重点として考えています。

2点目は、原子力発電所の立地によるエネルギー関連技術の集積を活かした地域の活性化ということで、エネルギーの総合的な研究開発拠点化づくりに力を入れていきたいと考

えています。

3点目は、平成16年7月の福井豪雨災害を踏まえて、なお一層災害に強い県土づくりを進めていかなければならないと考えています。

これらを基本とした建設計画を立案してまいりたいと考えています。

以上です。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、次に滋賀県お願いいたします。

滋賀県 琵琶湖東部区域都市開発区域の建設計画の基本方針ですが、本地域は、滋賀近江盆地の中央部、中核的な地域でして、都市化が進んでいる所です。

12ページの資料にもありますように、地域の課題として、第二次産業への依存度が非常に高いという地域の事情がございます。景気の影響を強く受けやすい産業構造となっています。また、高速交通基盤の整備等、全国的に進む中で、交通の利便性を背景としたこれまでの相対的な立地の優位性も低下しつつあります。そういうこともあって、交通の要衝としての優位性をさらに活かしていくために、鉄道網の整備をはじめ、広域的な交流機能の強化を進めることによって、商工業や観光産業の振興などを図っていく必要があると考えています。

また、環境問題につきましても、持続可能な社会の構築に向けて、環境と調和のとれた開発整備、琵琶湖を中心とする環境保全の取組を進めていく必要があると考えています。

それで、基本方針ですが、以上のような課題を背景として、20世紀型の社会を反省した形で、社会のあり方、あるいはライフスタイルを見直して、自然と人間がともに輝きながら、持続可能な発展を続ける社会の構築を目指して、諸施策を推進してまいりたいと考えています。

具体的には、近畿自動車道名古屋神戸線の整備、東海新幹線新駅の設置など、広域的な交流機能を強化しますとともに、環境、健康福祉、観光、バイオ、ITといった本県の特性を活かした新しい産業の振興を図りたいと思っています。また、琵琶湖を21世紀における湖沼保全のモデルとして、健全な姿で次世代に継承するために、様々な施策を総合的に実施してまいりたいと考えています。

以上のような方針をもちまして建設計画を策定したいと考えております。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

続いて、京都中丹区域について、京都府からお願いいたします。

京都府 京都中丹区域都市開発区域ですが、これの対象地域としては京都府北部の福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市の4市になります。京阪神大都市地域からおおむね100km圏内という位置にあって、日本海臨海部については、近畿の日本海沿岸部における貿易、商工業、水産業、観光関連産業等の拠点形成しており、内陸部においては、京都北部の商工業の拠点形成しています。

これら多彩な機能を有する4つの都市が機能を分担・連携しながら、全体として北近畿における産業・都市機能の中心的な役割を果たしているものと思っております。

近畿圏における環日本海交流の窓口として、重要な機能を発揮していくことが期待されています。

現行計画の進捗状況については、京都縦貫自動車道や鳥取豊岡宮津自動車道等の交通基盤の整備などが進められています。これらの整備によって、京阪神大都市地域との時間距離が短縮されるとともに、4都市相互間のネットワークも強化されつつあります。

次期建設計画においては、高速交通網の整備による京阪神大都市地域との時間距離の短縮を一層進めるとともに、域内の移動利便性の向上、京都舞鶴港の機能の充実を一層図っていく。これら高速交通網の整備効果と、地域の特性を最大限に活かして、自立的・一体的に発展する北近畿の中核的な都市圏の形成を図ってまいりたいと考えています。

最後に、環日本海交流を積極的に進めて、環日本海時代を担う北近畿の拠点となる都市圏を形成してまいりたいと考えています。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、次に播磨区域について兵庫県からお願いいたします。

兵庫県 播磨区域の都市開発区域の建設計画ですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、台風23号の被害、姫路の北の方の西播磨地区でかなり被害があったということも踏まえて、災害への対応、減災社会の構築ということが1つの大きな課題と考えています。

また、姫路、明石、加古川などの臨海部だけではなく、山間部が結構多いということもあって、森林の再生、あるいは野生動物の関係、もう少し北の方ではシカの被害もかなり

あるということから、自然との関係の構築ということが1つ課題になっています。

さらに、この地域には播磨科学公園都市——世界最大の大型放射光施設があるところですが、この科学技術を活かした産・学・官の連携の取組などを進めて、産業を促進することが大きな課題です。

また、播磨科学公園都市の関係も含めまして、道路網の整備が若干後れていることから、中国横断自動車道等の幹線交通網の整備促進などが大きな課題だと考えています。

以上です。

津村部会長 ありがとうございました。

それでは、次に和歌山県からお願いいたします。

和歌山県 和歌山県は、和歌山区域都市開発区域、大阪に近い紀北の地域から臨海部の方のエリアですが、本地域におきましては、京阪神都市圏などとのつながりを十分考慮した広域的な交流、連携を促進してまいりたいと考えています。

豊かな自然環境、そして一昨年世界遺産に登録された高野、熊野などの歴史的な文化資源を活かして、魅力的な地域づくりを進めてまいりたいと考えています。特に全国的に見ても人口減少が著しい地域ですので、都市と地域との交流によっての人口流動を図ってまいりたい。人の流れをつくってまいりたいと考えています。

また、近い将来発生が予想されています南海・南海地震対策としまして、災害に強いまちづくりについても推進してまいりたいと考えています。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございました。

それでは、次に三重県からお願いいたします。

三重県 伊賀区域の都市開発区域の建設計画の基本方針等について、簡単にご説明をさせていただきます。

伊賀区域は、三重県の北西部、近畿圏と中部圏のほぼ中間に位置してまいりまして、古くから近畿圏の影響を強く受けている地域でございます。平成16年11月の市町村合併によりまして、7市町村が名張市と伊賀市の2市に合併をしたというところでございます。

20ページに「3.次期建設計画の基本方針」が6つ並べてありますが、簡単にご説明させていただきます。

1点目は、連携ネットワークの形成ということで、道路網ですが、近畿自動車道名古屋

大阪線、あるいは名阪国道の高速機能の確保等、東西方向の交通体系に加え、本区域から第二名神高速道路へのアクセスとなる名神名阪連絡道路など、南北方向の交通体系の整備を推進する。鉄道網については、JR関西本線の複線電化等の検討を進めていこうということです。

2点目は「地域経済を支える産業振興」ということでして、研究開発機能を有した企業、環境に配慮した企業誘致の推進をしていく。また、医療・健康・福祉産業の集積を図るメディカルバレー構想等の推進を図っていこうということなのです。

3点目は「訪れたいくなる地域づくり」ということで、宿泊機能の充実や、観光施設間の広域ネットワーク化を推進していく。

4点目は「快適なまちづくりの推進」ということで、障害者や高齢者に対応したユニバーサルデザインのまちづくりを推進していく。

5点目は「環境保全」ということで、廃棄物の発生抑制、再使用・再利用を促進していく。

6点目は「安全・安心を実感できる地域社会づくり」ということで、地震に対する減災のための避難所をはじめとする公共施設の耐震化等々を図っていく。

これら6つの方針をもとに、今後建設計画をまとめていきたいと考えています。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

以上で10計画のご説明をいただきました。

それでは、これまで説明がありました議題につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

どうぞ。

嘉田委員 近畿圏整備計画、あるいは国土形成計画法の手續について教えていただきたいと思えます。

資料3-1の「国土形成計画と近畿圏整備計画について」の2ページ目ですが、国土総合開発法が昭和25年(1950年)にできて、戦後の復興の中で、全国総合開発計画は大変重要な役割を果たしてきて、それが今度新たに国土形成計画になった。この全国計画の手續ですが、行政的に、あるいは学識経験者の意見を積み上げて決定された案を「閣議決定」とありますが、ここでは議会なり住民の意見はどういうところで入り得るのでしょうか

か。実は基本的なところで既に了解していただいているのかもしれないのですが、以前から気になりながら勉強させていただく場面がなかったものですから、そこを少し教えていただけたらと思います。

津村部会長 事務局からありますか。

内海大都市圏計画課長 資料の2ページのところに少し書いておりますが、1つは、住民の声を代表した自治体が、計画・提案権というのを今回持つようにしています。それから都道府県、政令市が全国計画の内容について、自分は計画にこう書きたいという案を提示して、それを採用するならオーケーですが、採用しないときは、国土審議会にお諮りした上で、理由を付けてご返事するという手続が今回法律に盛り込まれました。

もう1つは、パブリック・インボルブメントという国民のご意見を聞く仕掛けについても、法律上、根拠規定を盛り込んでいまして、具体の細かな手続は今から省令で定めることにしています。

それから、その一環ではあるのですが、今日最後にお話しようと思っていたのですが、一番下に参考資料ということで「インターネットでつくる国土計画」という1枚紙が付いています。ここで審議会の資料は全てオープンにしていますし、あと、真ん中のちょっと下のところに「電子会議室」というのがありますが、これも今22くらい会議室ができています。必要に応じて幾らでもつくる仕掛けになっていますが、こういうところで意見を交換して、計画についての案を積み上げていくということも並行してやっています。

以上です。

嘉田委員 そうすると、議会というのは、それぞれの市町村なり県なりあると思いますが、そういうところがここにかかわってくる場面というのは、公式にはないと判断してよろしいですか。

内海大都市圏計画課長 法律の手続として、議会の承認とかいうのは明示的に置いていませんけれども、それぞれの自治体で意見を出されるときには、必要に応じてご相談をされることもあると考えています。

嘉田委員 それで、国家レベルでも、これは衆議院とか参議院とか、そういう立法機関とは直接関係なく、閣議決定ですぐに計画実施できると判断してよろしいですか。

内海大都市圏計画課長 制度的にはそうなっていますが、例えば与党の部会への説明とか、そういったことは今後やっていくことになると考えています。

嘉田委員 もちろん、これは総合的な計画ですから、具体的な予算の積み上げというところでは、それぞれの議会なり、あるいは衆議院、参議院あると思いますが、手続的にはそこは公式に入っていないと理解してよろしいですか。

内海大都市圏計画課長 法律上の形式という意味では入っていません。

嘉田委員 どうもありがとうございます。

津村部会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

榎村委員 私はちょっと時間の流れがよく飲み込めないので、教えていただきたいのですが、資料3 - 1の2ページに全国計画と広域地方計画というのがあります。それで、近畿圏の整備部会はこの場ですね。で、広域地方計画というのは、広域地方計画協議会というのをおつくりになって、ここに書いてあるような方々がお集まりになって、計画をつくられる。それで、今お聞きしましたそれぞれの府県の資料5 - 2、これは平成18年度から22年度の基本方針等についてということで、それぞれ府県の方でこういうふうを考えているということですね。

その関係がよくわからないのですが、それをもってこの広域地方計画協議会で何かなさるのか、この協議会であらかたもう少し大枠のことをご議論になって、それがまたそれぞれの計画に反映されるのかということと、資料3 - 2に、近畿圏整備部会等3部会と大都市圏制度調査専門委員会というのがありますね。幾つか流れがありますので、そのところをもう少しご説明いただくというか、私にはちょっと理解ができないので、教えていただければと思います。

津村部会長 お願いします。

内海大都市圏計画課長 資料3 - 1の6ページをお願いします。

榎村委員のご指摘、もっともでありまして、今、2つの計画体系が同時進行してございますので、6ページにそれを整理してございます。

大きくは2つありまして、1つは、国土形成計画であって、先ほど説明いたしましたように、昨年国土形成計画法というのをつくりまして、それに基づいて、今から、全国計画の方は平成19年、それを受けて広域地方計画の方は平成20年を目指して作業が進んでいくというものです。これが5ページの左側の方の流れです。

その一方で、近畿圏整備法に基づく整備計画、建設計画という体系がございまして、こ

の部会の前身である分科会も、もともとは近畿圏整備計画に基づく各種計画をご審議いただくためのものがございます。それが右側の流れです。

5月にもう一回ありまして、右側に書いてあります、近畿圏整備計画を踏まえた建設計画、平成18年からおおむね5年間の新たな建設計画について、この部会でご議論をいただくというものです。

そこまではよろしゅうございますでしょうか。

榎村委員 はい。

内海大都市圏計画課長 榎村委員のおっしゃるとおり、2つの計画体系、国民から見ても非常にわかりにくいものですから、今後、緑色の部分の大都市圏制度の抜本見直しをしまして、その中で、2つの計画が本当に必要なのかということも含めて、見直しを進めていきたい。その見直しの議論についても、この部会でご議論をいただきたいということでございます。

きょう各府県さんからご説明をいただきましたのは、緑色の部分の建設計画をつくる際の基本的な考え方についてご説明をいただいたものでございます。

以上です。

榎村委員 大体わかりました。近畿圏整備計画は、期間がおおむね5年ですね。今お聞きして、非常に近い現状の課題に対してどういうふうにしたいというのが書いてあったかなという気がするのですが、国土形成計画の方はかなり長期的で、平成20年の中ごろに作成して、計画はおおむね10年から15年。そうしますと平成30年から35年。かなり先の話になりますね。5年間で計画する場合と15年間で計画する場合とでは、視点とか、時間的な流れで、今から早くすべきこととかいろいろ、時間的に必要な事項もありますし、その辺、計画を考えると、何か頭が……。5年と15年では随分違うので、どういうふうを考えればいいのか。その辺も少し気になったところです。

津村部会長 そのあたり少し……。

蔵元大臣官房審議官 補足させていただきます。

資料3-2の2ページをご覧くださいなのですが、新たな国土形成計画の枠組みということで、全国計画と広域地方計画を書いてあります。実はこの国土形成計画というのが、従来言われています全総（全国総合開発計画）の新しい形です。従来の国土総合開発計画自身は全国一本の計画であり、参考として、各地域の開発計画が載っていたわけです。

それが昨年法律改正の中で、幾つかの大きな変更点がされました。

その1つが、従来私どもは国土交通省を中心に国の方で全総をつくって出していたのですが、今「国から地方」という大きな流れの中で、できるだけ地域で自主的に、私どもお手伝いをして、一緒につくるべきだという大きな声があります。私共国交省もそうだと思っているものですから、従来の全総に当たる国土形成計画を、いわば全国計画という、指標的な、目安的なものとし、それから具体的な内容については、広域地方計画という新しい枠組みをつくろうということで、今回法律を改正したわけです。

実は、新しい取組ということもあって、広域地方計画自身は、全国計画が作成され、それを踏まえてつくるということでして、現在、全国計画自身をこれからつくって、来年の半ばくらいにつくりたいと思っていますが、それを踏まえて、次のステップとして、榎村委員が先ほどおっしゃったように、かなり長期を見据えたような広域地方計画をつくって、いこうという段取りでございます。

この近畿の整備部会では、私どもが平成10年につくった全国的な計画がありまして、各県ごとの5年間の建設計画のひとつの節目に来ているということもあって、目の前の課題としてそれを整理していこうということです。

ただ、その中でいろいろな意味での制度的な課題もあるものですから、この際、併せて、後で紹介させていただきますけれども、制度の見直しも含めた議論もしたいということで、専門委員会をつくろうと。目の前の近畿の整備計画、それからもう少し先になりますが、広域地方計画というものが予定されている。恐らく広域地方計画自身は、内容的には、いろいろな膨らみのあるような、例えば建設のみならず、人の暮らし方の問題とか、海洋の問題とか、大変幅広いものにしたいなと思っているところでございます。

簡単ですが、補足させていただきました。

榎村委員 わかりました。ありがとうございました。

津村部会長 ほかにございますか。

どうぞ。

佐々木委員 先日、人口動態統計の速報値が発表されて、死亡数が出生数を上回るということで、非常に驚いたんですが、いわば人口減社会が到来するのかなと。近畿圏ではどういうふうな状況にあるのか、あるいはそれが、平成12年につくられた整備計画の時点の想定値やなんかと比べて、どうなっているのか。私はかなり前倒しで人口減が出てい

るのかなという気もするのですが、その辺を教えていただければと思います。

というのは、人口減だとか、あるいは少子高齢化かなんかが、かなり地域のあり方とか地域整備なんかに非常に影響を与えるのかなと思っているものですから、もしおわかりでしたら教えていただきたい。

津村部会長 資料をお持ちでございますか。

内海大都市圏計画課長 すみません。ちょっと今手元に資料がないので、後ほど出てくればご説明いたしますけれども、私の記憶ですと、一部大都市は若干人口回復の動きがあるものの、近畿圏——この場合は2府6県ですが——で見れば、横ばいないし減少ということだったと記憶しています。

資料が出てきましたら、また補足的にご説明させていただきます。

佐々木委員 想定値よりまた減っているわけですね。

内海大都市圏計画課長 はい。

佐々木委員 ありがとうございます。

津村部会長 ほかにございますか。

それでは、ほかにご発言もないようでございますので、次の議題に移りたいと思います。

先ほど申しあげました第4の議題でございますが、「専門委員会の設置について」、まず事務局からご説明をお願いします。

内海大都市圏計画課長 それでは、資料6をお願いいたします。

資料6は、本日この部会で専門委員会の設置についてお認めいただきたいというものでして、専門委員会の設置要綱というものを用意したものでございます。

先ほど申しましたように、今から大都市圏制度の制度見直しを議論していきたい。その際に、まず専門的な事柄については学識経験者の方で、これは近畿、首都、中部共通ですが、共通の専門委員会をつくって、そこでまず議論をしてはどうかということでございます。

2に書いてありますように、専門委員会の方でまず調査審議して、それを各部会にご報告して、もんでいただくということにしてはどうかということでございます。

もし本日ご了解いただけましたら、3部会それぞれご了解を受けまして、3月くらいに専門委員会を立ち上げて、9月までにたたき台をまとめて、9月にこの部会に再度報告したいと考えています。

それから、次のページに「大都市圏制度の見直しに係る論点」というのが載っていますが、大きく3つあります。

1点目は、これまでの大都市圏施策のフォローアップ・評価ということで、政策区域制度の検証であるとか、計画制度自体の意義とか、実効性の担保策、こういったものを議論する必要がある。

2点目に、先ほどの榎村委員のご指摘にも関連すると思いますが、国土形成計画に基づく広域地方計画と各大都市圏法に基づく整備計画、2本の計画が必要なのかということについて整理したいと考えています。

3点目に、新たな世界経済情勢の変化に対応した大都市圏制度の検討ということで、これはこれから衆知を集めて議論したいと思えますし、本日各委員からいろいろなご意見を承りたいと考えておりますが、とりあえず検討項目例として2つ事務局の方から出しています。

1つは、広域的な土地利用の修復ということをもう一度やる必要があるのではないかと。その心は、大都市においても、人口減少の中で、特に郊外部で空き地なり空き家というのが歯抜け的に出てくるという状況があります。その中で、人口減少社会にふさわしいような都市構造、圏域構造をきっちりやっていく必要があるということで、そのための方策を検討したいと考えています。

2つ目は、「日本経済を支える活力エンジンの形成」と書いてありますが、今後の国土形成計画も、今後20～30年先を見通して、10年ないし15年の計画期間の計画をつくっていきますけれども、20～30年先、日本経済を引っ張っていくのはだれなのだということとして、都市の人口・産業の集積というのをうまく活用しながら、外貨を稼ぎ出す、日本経済を牽引していくような地域整備をしていく必要があるということで、例えばブロック単位で、特定地域、特定分野に官民の投資を集中するような仕組みができないかなということなんです。

2点ご紹介しましたが、別にこれにこだわっているわけでは全くございませんので、ぜひいろいろなご指摘、ご意見を賜れば、ありがたいと思います。

以上です。

津村部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして、ご質問がございましたらお願いします。

どうぞ。

嘉田委員 専門委員会は、幾つくらいで、具体的にどういうスケジュールでとかいうことは既に案がございますでしょうか。どこかに資料があったらお教えいただけますか。

津村部会長 お願いします。

内海大都市圏計画課長 資料3 - 2をお願いします。

すみません。先ほどは説明を端折ってしまったのですが、A4縦長の資料3 - 2でございますが、右側をご覧くださいますと、「専門委員会」とございます。各3部会のご了解を得ましたら、3月に立ち上げて、月に1回くらいのペースでご検討をいただきたいと思っています。で、9月前にたたき台をまとめていただきたいと考えています。

さらに、9月以降、それぞれの部会でもんでいただいたものを受けて、また月に1回くらいで詰めの検討を行っていききたいと考えています。

津村部会長 よろしゅうございますか。

ほかにご質問等ございますか。

どうぞ。

榎村委員 「新たな大都市圏制度の検討」という項目は、内容を拝見させていただきますと、大変魅力的な、以前から早くやらなくてはと思っていたような項目なので、私自身は大変いいなと思っています。

明治以来、日本はいろいろな変化を遂げてきたわけですが、今まさに大きな意味での空間の再編成が求められていて、かなり時間がかかるものですから、その空間の再編成にいち早く着手しないといけないと存じています。

1つは、郊外部に延伸しましたものを、市街地を計画的に縮減して、さらに生態系ネットワークを活かせるような農地、自然地に戻していくという、非常に大きな変化というか、環境創造もあると思うんですが、もう一方では、私たち団塊の世代は、2030年くらいになったら、あの世に全部行って、人口はかなり減少するのですが、人口減少のスピードが、今ご意見がございましたように、非常に早まるのではないかという気もしています。それにつれての経済成長もありますが、そちらの方の対応が早急に必要ではないか。

だけど、土地は個人所有ですので、変化させていくにはかなり時間がかかるのではないかと思います。そういう意味では制度的な検討が必要かなと存じていますが、一方で、私たちの世代は、子育てのときに郊外に行ったものの、もう一度都市に帰ってくるという傾

向があって、私どももいろいろな対応もしていたりするのですが、地価が少し安くなった段階で、今、都市の再生もあって、以前から都心居住へと私も思ってきたわけですが、急激な都心の居住化ですか、そういう傾向というか、現実にたくさん高層の居住棟ができてきて、非常に大きく流動するだろうなと思っているのですが、高層の住居を建てただけでは居住空間になりませんで、都市部の再編成というか、新しい意味での環境創造も必要かなど。

だから、私は都心部と郊外地と従来過疎地と言われているような所と、3つ並行して考えていく必要があると思っていて、その意味で、この中に都心部の方の問題も入るかどうか、ちょっとわからなかったので、お聞きしたい。

私自身は、検討項目の1と2の事例は大変魅力的だと存じています。

津村部会長 何かありますか。むしろこれから専門委員会の中で議論される課題かもしれませんけれども。

小神国土計画局長 今榎村委員から非常に貴重なご意見をちょうだいしました。

1つは、人口の問題がありましたが、国土計画局の中でもいろいろと議論してまして、むしろ局内では、私の意見なんかは少数なんですけど、人口減少も、はっきりこれからさらに進んでいこうというのが一般的な見方です。ただ、国土計画は、今も申し上げましたように、もう少し先の――当面は10年とか15年をにらみますけれども、20年、30年先を見通しながら、10年なり15年の計画をつくらなければいけないのではないかと考えています。

人口減少は、人口研究所の推計等を見ても、相当悲観的な、ぐっと下がるというのが一般的なのですが、今政府としても少子化対策を非常に力を入れていこうということで、担当大臣まで設置をして、全般的な取組をやろうとしているわけですが、現実にヨーロッパの国々の中でも、出生率が相当上昇に転換したフランスとかスウェーデンとか、ないわけではないのです。したがって、我が国でも、できるだけ少子化対策、これは、財政上の支援ということにとどまらず、場合によっては、女性の就業という観点からの抜本的な見直しなども、あるいは必要になってくるのではないかと思います。

まずそういった努力をすることが前提ではないかと考えています。もちろん、それを、楽観的な目標といった形で設定できるかどうかは別にしても、従来のトレンドといいますか、そういった中での推計と同時に、目標とまではいえないかと思いますが、目標的なも

のも少し新しい計画の中では議論してしかるべきではないか、ということの中で議論している最中です。

もう一点は、都市部の住まい方の問題ですが、従来、伝統的な住まい方というのは、委員もご案内のように、まず民間の借家から始まって、公的な公団の賃貸住宅、分譲マンション、戸建て住宅というのが住まい方の変遷というか、最終目的だったのですが、そういった考え方も変わってきているのではないかという感じを持っています。特に都市部のマンションというのは、従来、都市部の地価が高過ぎるので、戸建て住宅に住めないから、マンションに住まざるを得なかったということが実態としてあったかと思いますが、最近、高齢化社会ということも背景にあるのだらうと思いますが、マンションが見直されてきて、戸建て住宅からマンションにということが結構増えてきています。また、地方都市でも、特に地価が高いから戸建て住宅を取得できないという都市でなくても、マンションが結構増えてきていますから、マンションという住形式が一定、いろいろな考え方はあると思いますが、最終的にマンションがいいという方々が増えてきたのだらうと思います。2階建てといっても、階段が辛いとか、東京、大阪などの大都市でも、地方都市でも、中心地に近い所は相対的に地価が高いわけですから、そうであれば、病院とかいろいろなことを考えると、マンションの方が優れているということで増えてきているのではないかと思います。

そうすると、これは大都市であれ地方都市であれ同じだと思いますが、都市構造のあり方自体も、そういった住形式を反映して、余りにも高度利用しすぎるとするのは、私自身は少しマイナスではないかと思っていますが、それを補うような都市政策というのが必要ではないかということも思っていますので、そういった観点も新しい計画の中でもいろいろとご議論をいただければと思っています。

榎村委員 ありがとうございます。私も同意見です。子育てをしながら仕事をしてきた私としては、それが可能であるようなソフトの方のシステム、住居のシステムと都市構造が一体とならないといけないというふうにならざるを得ないと思ってきましたが、今おっしゃったように、初めからマンション取得の若い層もおられますし、いろいろな政策を統合しながら、都市居住、都市政策の方もやっていただければ、いろいろな意味での改変というのが進むかなと思って、私も同感でございます。

津村部会長 ほかにございませんか。

はい、どうぞ。

水越委員 今の議論と若干離れるかもしれませんが、先日、2月17日の日本経済新聞のトップに載っていた記事がありまして、それを見て、私はがく然としたのですが、財務省が「日本の公共工事 投資額 過大である」と。それは一般的に言われてきてはいるのですが、先進諸国の中では3倍の規模であると。3倍の規模というのは、公共投資額をGDPで割った値というのは、先進国では1.数%、日本では3.数%。だから3倍であると。だから中長期的にはそれを欧米並みにすべきである——こういつているのですが、これはとんでもない暴論だと思うんです。

それは、旧建設省でもいろいろな論文が出て、私も読んだことはありますが、確かに日本の国土というものの特殊性を考えたら、欧米と全く同じ話ではない。自然災害も非常に多いと。私がいま兵庫でも、昨年、一昨年と大変な水害に遭っているわけですし、日本全体で自然災害というのは非常にある。それでも、公共投資を随分やってきたから今のレベルでおさまっているのだらうと思います。それを、財政赤字だから、とにかく減らせ、減らせというのは大変な暴論です。財務省も本当にそれを信じて言っているのかどうか、わかりませんが、ここのところは、国土交通省もしっかりして、反論していかなければいけないと思います。

これは大変俗耳に入りやすい論理であって、こういうことがまかり通ると、大変恐ろしいことになる。ご承知のとおり、アメリカでも1970年～80年代、財政赤字ということもあったのでしょ、とにかく道路が大変な荒廃を示した。その後、アメリカの産業競争力もそこそこ立ち直ってきた中で、随分公共投資も行われたのでしょ、大分回復してきましたけれども、そのときの道路の荒廃ぶりというのは大変なものがあつた。道路だけではなく、多くの公共的な投資が中止されたのだと思います。

こういうことを考えると、このまま放置すると、財政赤字縮減・縮小の大合唱の中で、取り返しのつかないことになっていく可能性がありますので、ここのところをしっかりと歯止めをかけていただきたいと思います。

議論とは若干外れるかもしれませんが、一言申し上げました。

津村部会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

嘉田委員 今回の自然災害を受けてでございますが、確かに日本は大変自然災害が多いところですから、公共事業の投資額を単純に欧米と数字で比較するというのは大変問題があると思います。

その中で、どう自然災害に五十年、百年の計で対応をとるかというのも、近畿圏整備の大変重要な課題であろうと思っています。私は、淀川水系流域委員会に過去5年、また様々な水関係の委員会などで、流域をどう安全でかつ人びとに親しめる河川空間をつくるかというところで研究などをしてきているのですが、戦後は、川の中に水を閉じ込めるといふ河道主義が主流でした。それが、今どこまで可能なのかということ、今こそある意味で見直さないといけない時代になっているのではないかと、ひしひしと感じています。

江戸から明治、日本の洪水対策の中で、水を遊ばせながら流域で受け止めるという政策が、川の中に閉じ込め、閉じ込めた結果、できた土地に住宅をつくろうとか、工場用地をつくろうということで、戦後都市開発をしてきたわけです。実は、近畿圏で戦後50年の間にどれだけ浸水したかという現場（40カ所）を歩いてみますと、慄然とする事実がたくさんあります。

例えば昭和28年（1953年）に宇治川が決壊しまして、巨椋池のところが水に浸きました。そのときの浸水した場所——宇治、久御山、城陽、八幡市も含めて、今住宅地と工場用地、大変な都市施設が立地しています。もちろんその後、天ヶ瀬ダムができ、琵琶湖総合開発もできて、治水安全度は上がっているわけですがけれども、もし昭和28年の13号台風並みの雨が降ったら、この宇治川、淀川はもつでしょうか。そういうことを考えますと、やはり流域治水ということをしっかり考えないと、いくら都市施設をつくっても、大変な回復の問題が出てくるだろうと。

その1つの事例は、昨年、一昨年の由良川、円山川です。円山川でも、豊岡では1万戸近く浸水して、大変なことだったと思いますが、あれが昭和20年代はほとんどの所が水田だったわけです。そういうことを考えますと、これから50年、100年、まさに空間配置の問題ですね。かつての遊水池で、今住宅地になっている所は、五十年、百年の計で、いわば同じ水を受けても被害の少ない遊水池化のようなことをやらないと、議論ができないのではないかと、思っています。

1つの事例として、例えばフランスですが、潜在的な水害の危険地にはそもそも住宅開

発をさせない。させる場合も、ここは危ないですよ、50年に1度くらい水に浸かりますよという情報を開示する。つまり過去の水害履歴の情報を開示して、居住者はその覚悟で住む。ですから、水害を受けても裁判などしません。個人の責任で居住しているわけですから。そういう形で新しい治水対策がヨーロッパなどでは進んでいます。その辺も含めてぜひとも研究をしていただいて、国土の空間配置のところに、50年、100年後、果たして水害がゼロにできないとしたら、どうしたらいいかということを実体的にお考えいただけたらと思います。

国の方も、社会資本整備審議会でしょうか、流域治水ということをお願いするので、ぜひとも具体的な形で調整していただけたらと思います。

そのときに、琵琶湖なり淀川なり、淀川水系の基本の治水の協定も、琵琶湖総合開発のときと違う事情が出てきていますので、その辺もぜひ府県を超えて調整していただきたい。これは国のレベルでやっていただくしかございません。今滋賀県はダム問題などでも揺れていますけれども、ぜひとも専門委員会の方でも議論をいただきたい。

ちょっと細部に入って申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

津村部会長 何かございますか。

内海大都市圏計画課長 今のご意見は、しっかりと専門委員会の方でも議論するよういたします。

事前に有識者のご意見をいろいろ聞いておりましたが、これから危ない所には住まない、あるいはそういう情報をきちんと提供した上で、承知の上で、住むかどうかを選択してもらうことが必要だという認識は聞こえていますので、ぜひ検討項目の中に入れていただきたいと思います。

ついでに、先ほど佐々木委員から人口のお話でしたが、ようやく資料が出てまいりました。2府6県でいいますと、トータルでは2万人増えていました。減っているのが3県ありまして、一番大きいのは和歌山県で、3.2%の減です。それから減っているのが福井県、奈良県です。それ以外の5府県は増えていまして、滋賀県が一番増えていて2.8%の増。それ以外は0.数%台の増ということで、トータルで2万人増です。

失礼いたしました。

津村部会長 どうぞ。

佐々木委員 大都市圏制度の見直しのところですが、実効性、担保策については、近郊

整備区域及び都市開発区域に対する優遇措置というのがありますね。財特法上の特例措置。これは評価するのでしょうかけれども、「新たな大都市圏整備の検討」の一番最後に「税財政措置などの誘導策」とありますが、財特法による財政上の特例措置的なものの延長を含めて、ご検討を賜りたいと思っています。

ただ、政策区域などは変わるから、いろいろ変わってくるのでしょうかけれども、大都市圏で整備する場合に、財政上の特例を引き続き、従来と同じような形での検討をお願いしたいと思います。

内海大都市圏計画課長 今のお話は肝に銘じたいと思います。

ただ、財政特例について若干状況を申しておきますと、実は財政特例法自体が今年度で切れまして、今から法改正をして、延長するというのを昨年12月の予算期に財務当局ともやったのですが、結論的には、2年間だけ延長を認めていただいています。

ただ、先ほど水越委員のご指摘もございましたが、財政厳しい折から、いろいろなところで減らしていくという大きな流れがあるのに加えて、財政特例に関しては、かつては近郊整備区域で相当開発が多くて、ピーク時に全国で500億円くらいあったのですが、だんだんそれがなくなってきて、都市開発区域というもう少し外側のエリアでの事業が中心になっているのですが、18億円くらいに減ってきています。

そういう中で、財務当局からは、国土交通省は都市再生だとかコンパクトシティだとかいっておきながら、まだ外縁部にも投資しているのか、一体どっちなんだという厳しい指摘を受けています。そういったことも今後の計画をつくっていく中で、「選択と集中」というのは必要だと思いますが、一方で、地域全体が自立していけるための最低限の環境を整えるということも大きな仕事だと思いますので、その両方をどう調和させるかを考えつつ、その中で財政措置はいかにあるべきかということも検討していきたいと考えています。

津村部会長 ほかに。

どうぞ。

青山委員 先ほど公共投資が減っているという話がありましたが、確かに減り続けておりまして、建設関係の学会にいる私としては非常に遅いなと思っています。

ただ、周りの社会情勢を考えてみますと、公共投資を増やすという前に、何のためにというのが非常に大事で、公共事業によってどういう国土を目指しているのか、どういう都市を目指しているかということに対して、社会全般が認知していただかないと、なかなか

進まないなということを感じています。

何を指すかというのが、多分、国土形成計画なり、あるいはこの上位計画だろうと思います。だから、上位計画をつくることのプロセスの中に、できるだけ国民を巻き込んで、しかもなおかつでき上がったものが、みんなが「なるほど、そのために必要だな」と思っただけで、まず基本的に必要だと思っています。

それとは違いますが、先ほどから出ています人口減少ですが、私は逆に、人口減少ということは、1人当たりの土地が増えるというふうな見方をした方がいいのではないかと。1人当たりの土地が増えるということは、先ほどから出ています危ない所には住まないということもできるわけですし、あるいは住む値打ちのない所は、緑を復活するなり、自然を復活するなり、そういうメリハリのある国土をつくるひとつのきっかけになると思います。だから、最終的には、恐らく人口が減った国土の再配置計画までいかないと、かなり長い時間がかかると思います。強制的に人口を再配置するわけにはいきませんから、規制と誘導とでそっちへ誘導していく。多分100年近くの年数がかかるんじゃないかと思いますが、国土の再配置計画までも誘導するために、こういう規制なり公共事業が要するということの国民のコンセンサスが得られれば、公共事業を増やすことは、そんなに正論的に難しくないかなと思いますが、そうでなくて、一方的に、道路をつくろう、港湾をつくろうということだけでは、今の時代になかなか納得してもらえないだろう。

だから、上位計画、このビジョンをつくるプロセスと、でき上がったものに対するコンセンサス、これが地味なようだけれども、一番いいのではないかと。そういう感じがしています。

津村部会長　ありがとうございました。

何かございますか。

部会長が言うのはちょっと筋違いですけども、我々は若いころニュータウンに入りたかったものですが、なかなか入れなかった。今、ニュータウンというのは、先ほどオールドタウンという言葉が出てまいりましたが、ああいう形になって、変な言い方をしますと、とても住みたくないところになっているわけです。つまり、そちらの方では過疎化が進むであろうと。我々の友だちでも今、大阪の都心に郊外の一戸建てから移ってきたのがありますが、話をしますと、利便性と安全性。安全性といっても、先ほどの災害の安全ではなくて、犯罪からの安全です。自分の将来に対する安全という部分と、現在受けて

いる安全に対する危害、リスク、この辺のところはどうも絡んで……。奥さんと話をしても、郊外部については「そんな所に一人で住むのは嫌だ」と言う。つまり居住については過疎化の進む所と集中の進む所が起こるのかなという感じがします。

ですから、そういうのをこの中に盛り込めるかどうか、わかりませんが、多分、減るということは、過疎化がどこかで進むということに通じるでしょうし、そういうことを含めて、どうするのかということだろうという気が、今お話を承っていて、するのですけれども。

小神国土計画局長 土地の問題についてお話がありましたが、今、国土形成計画の計画づくりと並行して、国土利用計画の計画づくりも、国土形成計画と一体的につくるということになっているものですから、これも並行して、審議会で議論していただいています。

その中で、青山委員からもお話がございましたように、人が減るということは、1人当たりの土地面積は当然のことながら増えるわけですから、そういった意味から見ると、よりよい土地利用を目指す意味での好機、チャンスだともとらえられるという点で、どういう土地利用のあり方、あるいはそれに向けての政策の方向性、こういったものをどう考えたいのかということを議論しています。

したがって、土地という面から見ると、確かに、もともと我が国の国土は狭いわけですから、1億3千万人弱くらいの人口ですが、一定程度人口が減少することについては、土地の面から見ると、むしろ望ましいということになるかもしれません。他方、年齢構造が一定程度しっかりした上での人口減少ならいいのですが、これからの人口減少というのは、若年層が少なくなって、高齢者が増えるような形でずっと減っていく。そういったことから見ると、人口減少——中には今私が申し上げましたように、もともと日本の国土は狭いのだから、1億3千万人が半分になっても問題はないのではないかという極論すらあるのですが、今申し上げましたような経済の面でも、生活の面でも極めて問題が多いのではないかと思っていますので、どこかで先ほど申し上げましたような少子化対策なりなんなり、きちっと対応していかなければいけないのではないかと考えています。

津村部会長 ありがとうございます。

いろいろご意見をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、ここで事務局案をお諮りしたいと思います。

案のとおりでよろしいかどうか、お諮りしたいと思います。いかがでございますか。

[「異議なし」の声起こる]

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり、当部会に専門委員会を設置することに決定したいと思えます。

専門委員会の委員構成等につきましては、規定によりまして、部会長が指名することになっていますので、追って指名させていただきます。

議事は以上のとおりでございますが、この際委員の皆様には何かご発言等がございましたら、承りたいと思います。

立石委員 広域的プロジェクト推進に大変密接に関係します、関西文化学術研究都市を担当する関係で、学研都市推進機構理事長の立場で2点ご意見を申し上げたいと思います。

まず1点目は学研都市の整備推進についてでございます。ご承知のとおり、ナショナル・プロジェクトである本都市においては、知的集積が高まるにつれて、着実な前進がみられています。2006年度からいよいよサード・ステージに入ることになっています。次のステージにおいては、これまでのハード中心の都市建設に加えて、ソフト面を重視して、いわば都市運営をどううまくやっていくかという時代になっていくのが特徴であると、こう考えています。

その指針となります「サード・ステージ・プラン」が来月取りまとめられる予定ですが同プランの内容を着実に実現して、活力をつけることが、近畿圏の整備にとって極めて重要であり、今後見直し及び策定が進められる中で、ぜひとも近畿圏整備計画や建設計画において、十分にその趣旨を踏まえていただきたい、というのが1点目です。

2点目は、交通アクセス整備の推進によるいわゆる都市機能の充実についてですが、ご存じのとおり、近鉄けいはんな線が来月末にいよいよ開通します。これによって、学研都市と大阪とのアクセスがより一層強化されます。この機会に、経済界、自治体、関係機関で、学研都市と東大阪並びに大阪との「ゆめはんな連携事業」を実施することになっていますが、研究開発、あるいは製造、流通、金融、物流等の各機能が一本のアクセスで結ばれることによって、新たな技術と産業創出、文化を交流させる絶好のチャンスととらえています。

こうした連携事業の推進によって、既存の行政区域の壁を超えるとともに、官民の協力を強化していくきっかけにぜひともしたい。

こうした取組を通じて、近畿圏の広域的な都市機能の充実を図るべきであると考えています。

そうした観点からも、学研都市における道路網については、第二名神高速道路、第二京阪道路、京奈和自動車道、都市域内幹線道路の整備・推進が必要であると考えています。また、国際文化公園都市「彩都」、あるいは大阪圏の産業集積との連携による重要性がより高い学研都市連絡道路、いわゆる一般国道 163 号の早期整備をぜひともお願いしたい。

以上、2点でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

はい、どうぞ

福本大都市圏整備課長 関西文化学術研究都市を担当しています大都市圏整備課長の福本でございますが、ただいまの立石委員からのご発言、十分心してこれから対応してまいりたいと思います。

立石委員もご参画いただきながら、現在、私どもの方で平成 18 年度を初年度として、関西文化学術研究都市の 10 力年の「サード・ステージ・プラン」をつくっていますが、これまでの都市の建設に加えまして、都市の運営が大変重要であるということで、多々議論をいただいているところでございます。

来月にはそれが取りまとめられますので、それを踏まえて、各種の計画に反映できますよう、私どもとしてもさらに努めてまいりたいと考えています。

また、関連します交通アクセスについても、関係の諸機関、関係の地方自治体の皆様方と連携しながら、さらに充実してまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

津村部会長 ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

どうぞ。

野村委員 2つの点について申し上げたいと思います。

1点は、今お話がございました連携というのは、府県の縦割りではなくて、ぜひ広域の連携をお進めいただきたい。道路しかり、鉄軌道しかりです。それが1点。

もう1つは、広域地方計画は平成 20 年策定というふうに先ほどの資料で出されてきました。一方、近畿圏整備法に基づく平成 18 年度から始まる 5 力年の計画について、それ

と、合流できるのが平成 20 年になるわけです。一定の期間が要ることはよくわかるのですが、国の方で検討される広域地方計画について、時期的にもう少し早めることは不可能なのか。これは専門委員会でご検討になることかと思いますが、早ければ早いほどいいのではないか。そのように考えています。

以上です。

津村部会長 ありがとうございます。

何かございますか。

蔵元大臣官房審議官 どうもありがとうございます。

1 点、広域地方計画の段取りだけ補足させていただきますと、資料 3 - 1 の 3 ページに策定スケジュールが載っています。実は今回の新しい国土形成計画における広域地方計画というのは、初めての試みでございます。先ほど時間の関係で説明をはしょりましたので、若干補足させていただきますと、今回の広域地方計画の極めて大きい特徴は、言い方がいかどうかわかりませんが、私ども国サイドと各地域の地方自治体の方々、それから経済界の方々が視線を同じくしてやるということで、初めての試みでございます。そういうこともあって、広域地方計画協議会自身が、私ども国土交通省が事務局をやりますけれども、いわばラウンド・テーブルで、国の機関——関係省庁が中心になると思いますが、各府県、政令市、経済界が集まって、お互いに知恵を出していくという指針がございます。そういう新しい試みとして、私どもはこれから進めたいと思っています。

法律上は、その前提としまして、全国計画を踏まえてつくるというのが法律の趣旨なものですから、全国計画自身は、国土審議会の計画部会で幅広い議論をさせていただいていますが、今年の秋には中間取りまとめをして、来年の半ばには閣議決定にと思っています。ただ、閣議決定が終わった以降スタートしたのでは、時間的に若干タイトですので、現在、圏域部会において、各広域地方計画のエリアというか、圏域を決めるという厄介な作業をしていますが、今年の半ばまでにそれを固めた上で、それ以降、正式には来年の閣議決定以降に立ち上がりますけれども、実際上は、この協議会の予備の会といいますか、懇談会といいますか、そういう形で実質的に広域地方計画づくりをスタートさせて、初めての試みですから大変な幅広いご意見が出るとは思いますが、もませていただいて、来年の協議会が発足した後、さっとやろうということで考えています。

そういう意味で、近畿圏の計画と広域地方計画づくりをうまくつなぐように、私どもも

いろいろ悩みながらやっていますけれども、いろいろ知恵を出していきたいと思っていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと補足させていただきました。

津村部会長 ありがとうございます。

ほかにご発言ございますか。

はい、どうぞ。

佐々木委員 私は大阪に住んでいますが、大阪の都心部でも中高層マンションの建設がかなり盛んです。それに対応したインフラが十分整備されているのかどうか。特に私個人的には、都心部の交通渋滞が非常に激しいものですから、せっかく藤本局長さんおられますので、都心部の交通渋滞を解消するためには、環状道路を早急に整備する必要があるのではないかと。これはぜひやっていただきたい。具体的な要望で恐縮です。

津村部会長 ほかにございますか。

ありがとうございます。

今日は近畿地方整備局の藤本局長が出ておられますので、今のご発言もありますが、何かございましたら……。

藤本近畿地方整備局長 ご指名をいただきましたので、二、三、ブロック計画に関してご紹介したいと思います。

その前に、先ほど幾つかありました点で、私は発言を控えていましたが、ご指名をいただきましたので発言させていただきます。

水越委員の方から日本経済新聞の記事の件がございました。国土交通省の公式見解はどうなっているか、私もよく存じませんが、おっしゃったように、国の状況、国土の状況が全く違いますので、単純にGDPと建設投資、例えば公的固定資本形成であるIGの比率で適用することがいいのかどうかということはあると思います。おっしゃるように、日本の場合は災害が多い。災害の被害額で見ますと、日本の場合は、世界の15%くらいのシェアをもっています。フランス、ドイツ、イギリスは1%から2%くらいのシェアしかもっていません。したがって、日本はそれだけ災害の投資をしないと、良い国土にならないということもあるし、社会資本の整備状況も比較しないといけないと思います。

ただ、事実関係だけ申し上げますと、平成14年から財政構造改革をやりだしましたが、その前の平成13年の財政審議会において、GDPと公的固定資本形成（IG）について

は、国あるいは地方の公共投資額（用地は除く）の比率が日本は欧米の3倍くらいと言われていて、これを同等くらいまで減らすべきではないかという財政審議会の方に出された資料をもとに、財政構造改革の中で公共投資も減らすべきではないかということになったのではないかと私は記憶しています。

それが今はほぼ同じくらいになりましたが、最近出てきました資料では、I Gの中の特に日本が立ち後れている、逆にいえば、日本が投資を重点的にやっている部分だけを抜き出して、欧米と比較しますと、確かに3倍くらいだと。I G全体でいくと、少し日本の方が多いのですが、災害の関係を除きますと、大体トントンくらいです。そこからある部分を抜き出すと、欧米の3倍くらいのものであるということです。ある意味では水掛け論みたいなのところがありますので、そういうもので比較することがいいのかどうかという議論ではなからうかと思っています。

2つ目は、嘉田委員から淀川の話がございました。これについても、おっしゃるとおり、可動主義に偏重しておった傾向があります。そういう意味で、流域圏全体を見ながら整備をしていく。河川がもつ自然機能も活かしながらやっていく。琵琶湖から淀川流域圏全体を見ながら整備を進めていくということで、沿線の関係、都道府県の皆様と一緒に勉強しながら今検討しているところでございます。

一方、淀川については、治水対策の基本方針をつくろうということで、嘉田委員にも参加していただいておりますが、流域委員会でもいろいろな議論をしていただいているということだと思っています。

そういう中で、情報公開の話がございましたが、直轄の河川については、従来から、浸水するのはどの辺までか、どれくらい深さで浸水するか、そういうデータを市町村にお示しはしておったのですが、十分それを地方の皆さんに市町村から開示がされてなかったということがあります。円山川、由良川の件で、我々も反省しまして、市町村を応援して、ぜひ早くそれをオープンにしていってもらう。それから国の管理している川だけではなく、管理している川についても、極力、水害の問題があるような所については情報開示をしていただいて、危険な所はどういう状況か。短期的には避難誘導対策ということだと思いますが、中長期的には治水対策という二本構えでやっていこうということで今進めています。

なお、参考に「近畿地方整備局」という白いファイルがございます。先ほど来の説明と随分重なるところがありますので、重ならない部分だけをご説明させていただきます。ご

紹介とお願いでございます。

「参考ファイル」とあって、「近畿地方整備局（2月27日）」と書いた3枚紙の表紙をめくっていただきますと、ページ数は入っていませんが、真ん中の紙の左側に、先ほど来何度も説明のあった国土形成計画の策定スケジュールが書いてあります。これを受けて、ブロックレベルでどうするか。この委員会では、近畿圏整備計画に基づく建設計画についての議論というのが当面の課題でございますが、近畿圏整備計画の方は、特に既成市街地等都市開発区域の政策誘導というのが大きなテーマの1つだと思います。国土形成計画の方はもう少し幅広の議論ということでございますので、先ほどご紹介のように、平成19年の中ごろから具体的な法定協議会を設立して、いろいろな検討を進めてまいりたいと思っています。

先ほど野村委員から「もっと早く検討ができないか」というお話がございましたが、平成19年中ごろまで待っている必要はないわけですから、今国の全体計画の検討がされているのと並行して、できるだけ早く勉強会とか準備会をつくって、具体の検討をしていきたいと思っています。

理屈の上では、全国計画ができて、それを踏まえてブロック計画ができるということですので、ブロックが先に行くわけにいかないのですが、できるだけ遅れないで、そういうものがつくれるように、あるいは議論が十分できるようにということで、準備をしていきたいと思っています。そういう意味で、途中において、いろいろな形で、この委員会の皆様はじめ関係の方からご意見をいただければありがたいと思っています。

次のページは、過去のことのご紹介であります。近畿圏の計画と国土形成計画だけでもややこしいのですが、もうひとつややこしくなるかもしれませんが、最後のページの左下に「社会資本整備重点計画」というのがあります。これは平成15年10月に閣議決定させていただきました。従来、道路、河川、砂防、空港、住宅など、それぞれが独自の施設の5カ年計画をつくっていましたが、国土交通省に一本化されましたので、9本の事業別の計画を一本にして、計画を15年10月につくらせていただきました。

これは後の事業計画ということでございますが、近畿の将来の姿というものも、全国計画をつくった段階で、ブロックにどう落とし込むかということで議論させていただきました。その議論は、最後のページの左上に書いてありますが、2府7県（三重県、徳島県、福井県も含む）、経済界も一緒になった関西広域連携協議会と、近畿広域戦略会議——こ

これは近畿で主宰する 10 余りの国の出先機関の意見交換の場ですが、これの合同会議の中で、近畿の将来の姿を議論させていただいて、こういう形でまとめをさせていただきました。こういうものもベースにしながら、近畿圏のいろいろな議論をさせていただければありがたいと思っています。

特に、先ほど来議論がありましたけれども、近畿も経済状態が大分良くなってきました。阪神地域が近畿の凋落の一番大きな原因ではないかと思いますが、それもようやく立ち直ってまいりましたし、インフラでいいますと、陸・海・空も随分そろってきました。

空の方は、ご承知のように 2 月 16 日に神戸空港が開港しましたし、来年の 7 月、8 月には関空 2 期ができます。

陸では、先ほど来お話もございましたが、道路公団の民営化がようやく決着をして、この 4 月に正式にいろいろなものがスタートします。国幹会議も開かれて、第二名神高速道路もそれなりの形——ちょっとご不満があるかもしれませんが、都市内の高速道路も、阪神高速道路とのいろいろな協定もこれから結んでいこうとしています。

鉄道の方も、広域ということでいいますと、けいはんな新線だけではなくて、西大阪線（西九条～難波）ができますと、わずか 3.3 km 余りですが、奈良から神戸、姫路まで直通運転（約 60 km）できます。広域的な連携もできてまいります。

海の方は、阪神港がスーパー中枢港になります。あるいは物流は、日本海側に回っていますので、舞鶴港、敦賀港が非常に伸びています。中国からの物流が日本海経由——津軽半島を通過して出ていくというのが非常に増えていますので、そういう意味でもまた新しい動きが出てくるのではないかと。

いろいろな意味で、近畿にとっては非常にチャンスのある時期でありますので、こういう時期にいろいろな計画が出てくるというのは非常にありがたいと思っています。

よろしくご指導のほどをお願いしたいと思います。

以上でございます。

津村部会長 ありがとうございます。

それでは、これをもちまして本日の国土審議会近畿圏整備部会を終了させていただきます。長時間にわたって熱心にご審議をいただきまして、ありがとうございました。

事務局（内海大都市圏計画課長） 事務局から 2 点だけご連絡です。

1 つは、次回は 5 月でございます。日程を調整させていただいて、詳細が決まり次第ご

連絡させていただきます。

以上です。

本日はどうもありがとうございました。